

平成29年(ワ)第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇 外

被告 長崎県 外1名

被告長崎県準備書面(7)

令和元年10月28日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

被告長崎県訴訟代理人弁護士

福田 浩久



伊藤 美香



同

碇 健太郎



同

種田 和彦



同

朝日 俊雅



第1 はじめに

本件は、原告らが、被告らに対し、石木ダム事業に係る県道等付替道路工事及び石木ダム建設工事の続行差止を求めるものである。

被告長崎県答弁書第3の1「はじめに」で主張したとおり、本件では、原告らの主張する権利は民事上の請求の具体的根拠となる権利たり得ないものか、若しくはその侵害が無いものである。したがって、本件請求は速やかに棄却されるべきものであり、石木ダムの必要性に関する主張は本来不要であるが、これまで原告らの主張に対し、念の為反論してきたところである。

被告長崎県の主張は、これまで行ってきたとおりであるが、本書面では、従来の主張を補足し、改めて原告らの主張が到底認められないことを明らかにする。

なお、被告佐世保市の主張については、これをすべて援用するものである。

第2 原告らの主張する権利について

1 差止請求が認められるための要件

差止請求については、これが相手方の行為を直接制約するものであることに鑑みれば、その認められる要件については厳格に限定される必要がある。

すなわち、差止が認められるのは、被侵害利益の性質と内容を踏まえつつ、対立する諸利益等との総合的な利益衡量を経た上、当該行為が違法であると評価される状態が将来にわたって継続することが具体的に予測され、かつ対立する諸利益を考慮しても、被侵害利益に対する救済を損害賠償にとどめるのでは足りず、作為等請求（差止）まで認める必要がある場合に限られると解される（最決令和元年9月13日菅野補足意見参照）。

2 当該権利は、民事上の請求の具体的権利たりえないこと

被告長崎県答弁書第3の2及び被告長崎県準備書面（3）で主張しているとおり、原告らが差止の根拠として主張する各権利は、実定法上の規定がなく、

またいかなる場合に権利が認められ、かつこれが侵害されたといえるか、いかなる救済を求められるかが不明なことからも明らかに通り、その内容、要件及び効果が不明確であり、到底民事上の救済を求めることができる具体的権利足り得るものではない。

3 当該権利の侵害はないこと

また、（そもそも石木ダム事業の続行こそが原告らの生命身体の安全を確保するものであるが）石木ダム事業を続行しても、その分他の治水対策が行われないということではなく、原告らの生命身体の安全が害されるおそれはない。

人間の尊厳及び人格権については、上述の通り、その権利としての不明確さ故にその侵害を観念することも困難である。

さらに、税金を適切かつ有効に利用される権利については、各個人がその使徒を決定する権利を有しているものと解することはできない以上、その侵害を観念することもまた不可能である。

4 結論

上記の通り、本件で原告らが差止の根拠として主張する権利はそもそも民事上の請求の具体的根拠足りうる権利ではなく、またその侵害もなく、さらに本件に関わる全ての工事は関連法令を遵守しながら環境にも最大限配慮しつつ適法に進められているものであるので、本件で1の差止要件を満たすことはなく、本件請求が棄却されるべきであることは明らかである。

第3 原告ら第8準備書面について

原告らは、原告ら第8準備書面において、長崎地方裁判所平成27年(行ウ)第4号石木ダム事業認定処分取消請求事件（以下「別訴」という。）の原告ら第13準備書面（最終準備書面）を援用し、治水面における原告らの主張の総括を行っている。

しかし、原告らの上記主張は、土地収用法に基づく事業認定そのものを対象

としているところ、これは別訴である行政訴訟で争うべきことであって、本件訴訟において差止の根拠となりえるものではない。

なお、念のために言及するが、別訴においては、治水事業としての本件事業に必要性が認められ、起業地が本件事業の用に供されることによって得られるべき利益があると正当に判示されている（甲E第4号証123頁）。

第4 原告ら第11準備書面について

原告らは、原告ら第11準備書面において、別訴で提出した控訴理由書を援用し、別訴判決は、治水の必要性について、明白な誤りをしている旨主張する。

しかしながら、別訴の控訴理由書における原告らの主張は、概ね従来の主張を繰り返したものに過ぎず、別訴判決における判断が正当であることに何ら変わりはない。

第5 当事者尋問等について

令和元年7月17日に行われた当事者尋問の結果を踏まえ、これまでの主張を補足して述べる。

1 治水について

(1) 嶋津氏意見書・供述に基づく主張について

ア 当事者尋問において、原告嶋津岬之氏は、自ら作成した意見書等（甲C第32号証ないし甲C第39号証の4）に基づき、治水面における原告らの主張にかかわる供述を行った。しかし、これら意見書及び意見書に基づく供述は、原告らの従来の主張と概ね同様の内容であって、以下の通り既に被告長崎県は反論済みである。

イ すなわち、甲C第32号証に関する部分については、被告長崎県答弁書及び準備書面（1）で主張を行ったとおりであり、甲C第34号証に関する部分については、被告長崎県準備書面（6）で反論した通りである。

ウ また、原告嶋津氏は、河川管理施設等構造令に基づく掘込河道の余裕高の特例にかかる供述をしているが（甲C第36号証及び甲C第38号証45頁参照），これに対する反論は被告長崎県準備書面（1）第3の2（3）イの第5段落（10頁「なお」で始まる段落）のとおりである。

なお、原告らは別訴でも同様の主張をしていたが、同判決において、「1mの余裕高を設けた県の判断が不合理なものということはできない」と正当な判示がなされている（甲E第4号証第2の2（3）ウ（ウ），121頁）。

エ さらに、原告嶋津氏は、甲C第36号証において、野口川の流下能力について述べている。

しかし、被告長崎県答弁書第3の5（2）オの第2段落（21頁「それらを踏まえ」で始まる段落）及び被告長崎県第1準備書面第3の2（3）ウ（11頁8行目）で述べたとおり、川棚町の中心市街地を洪水から防御し、沿川地域住民の生命や財産及び社会資本の保全を図るという観点から、河道とダムの最適組合せの検討並びに河道改修、ダム＋河道改修、遊水地＋河道改修及び放水路の治水代替案について検討した結果、石木ダム建設及び河道改修を組み合わせた治水対策が最も合理的な計画であると判断されるに至ったものであり、川棚川整備計画における川棚川の計画高水流量は、かかる最も合理的な石木ダムと河道改修の方法を前提として1,130立方メートル／秒と決定されたものである。したがって、この点に関し、野口川の流下能力だけを取り出して論難する原告嶋津氏及びこれに基づく原告らの主張は、「木を見て森を見ない」ものであり、意味をなさないものと言わざるを得ない。

（2）嶋津氏供述には信用性がないこと

嶋津氏は、当事者尋問において、被告長崎県のデータを使って正しく科学的に求めた数字を示した旨供述している（嶋津調書47頁6行目）。

しかしながら、嶋津氏は、水源開発問題全国連絡会という水源開発計画の

見直し、中止を求める団体の共同代表を務めているところ、かかる立場から、石木ダムのような無用なダムを止めたいという思いに基づき、それに沿う形でデータの取捨選択を行い、あるいは計算方法を用いることにより前記意見書等を作成し、供述を行ったことが明らかとなつた（同調書45ないし48頁）。

すなわち、嶋津氏の供述・意見は、ダムが不要であるという結果ありきの考え方に基づきなされたものである以上、そもそも、同氏の供述・意見は全体として客觀性に欠け信用性に乏しいものであることは明らかであり、またこれに依拠する原告らの主張も同様である。

2 被告長崎県による説明経緯等について

当事者尋問において、地元に居住する原告らは、被告長崎県が話合いに応じなかつた、又は納得いく説明がなかつた等供述しているようである。

しかし、このことについては、被告長崎県答弁書（11ないし13頁）において主張したとおりであり、被告長崎県は、各種機会において、地元住民等関係者への説明を行い、ダム計画について理解と協力が得られるよう努力を行つてきたところであり、今後も同様の努力を継続していくものである。

第6 結語

以上のとおり、原告らの主張する権利は民事上の請求の具体的根拠となる権利たり得ないものか、若しくはその侵害が無いものである。

よつて、原告らの請求は、いずれも理由がなく、棄却されるべきである。

以上